持有個人編號卡的外國居住者們
マイナンバーカードをお持ちの外国人住民のみなさまへ

居留期間延長的情況下．．．
需要變更個人編號卡的卡片記載事項
在留期間の延長を行った場合･･･マイナンバーカードの券面記載事項の変更が必要です

個人編號卡的有效期限到期前，如果不去市區町村的櫃檯辦理延長手續的話，卡片將會失去效力。
マイナンバーカードの有効期限が経過　するまでに市区町村の窓口で延長の
手続を行わないと、カードは失効して　しまいます。



居留期間的更新許可等、居留期間有所變更的情況下，變更的情報不會自動反映在個人編號卡上。已經擁有個人編號卡的人士請到住處的市區町村櫃檯辦理更新手續。
「住址」及在留卡上的「姓名」等有所變更時，請在14天內到市區町村的櫃檯辦理關於個人編號卡的手續。

【即將要申請個人編號卡的人士】
近日準備更新居留期間或居留資格的人，請在更新之後（居留期限變更後）再申請個人編號卡。

在留期間の更新許可等により在留できる満了日が変更された場合、その情報はマイナンバーカードには自動的に反映されません。
マイナンバーカードを既にお持ちの方はお住まいの市区町村の窓口で手続を行ってください。
なお、「住所」や在留カード上の「氏名」などを変更した場合も、14日以内に市区町村の窓口でマイナンバーに係る手続を行ってください。

【これからマイナンバーカードを申請する方】
在留期間の更新又は在留資格の変更許可申請を近々予定されている方は、マイナンバーカードの申請は、その結果後（在留できる満了日の変更後）に行ってください。

★個人編號綜合免費電話（免通話費）
マイナンバー総合フリーダイヤル（通話料無料）

【受理時間】工作日9:30~20:00、六日及假日9:30~17:30（年初年末除外。）
※關於個人編號卡的遺失・遭竊等暫停使用，365天24小時全天候應對

【受付時間】平日9:30~20:00、土日祝日9:30~17:30（年末年始を除く。）
※マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日対応

（支援英文・中文・韓文・西班牙文・葡萄牙文）
（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応）

■ 個人編號卡（包含遭竊・遺失等暫停使用）的詢問
マイナンバーカード（盗難・紛失による一時停止を含む）のお問合せは
0120-0178-27

■ 有關個人編號卡制度的詢問
マイナンバー制度のお問合せは
0120-0178-26